

6月以降の給与計算・年末調整に影響します！ 所得税定額減税の実務と留意点

令和6年度税制改正大綱に沿った国税の法改正により、6月以降最初に支払う給与等の源泉徴収を行う際から、定額減税を行うこととなります。本セミナーでは、定額減税対象者の要件、減税額の計算方法、給与支払者が行うべき月次減税の手続きの詳細、および年末調整時の事務の流れから源泉徴収票への記載方法等の必要な知識を、解りやすく網羅的に学ぶことができます。中小・小規模事業者にとって必聴の内容です。この機会にぜひご参加ください。

2024年6月10日(月) 13:30~15:00

講師



玉川助市税理士事務所
税理士

たまかわ ゆう た
玉川 祐太 氏

<講師プロフィール>

平成25年より大原簿記学校にて勤務。平成28年から2年連続で担当クラスの合格率が全国平均合格率の約3倍に達するなど、合格者を多数輩出。また、日本大学にて日商簿記検定の指導に当たるなど、学生への租税教育にも取り組む。税理士法人山田&パートナーズでは、主として相続・事業承継などの資産承継業務、組織再編業務に従事。令和2年からは資産承継業務の専担者として三井住友銀行に出向。年間80件以上の金融機関向け勉強会を実施するなど、税務関連情報を積極的に発信。現在は会津若松市にある玉川助市税理士事務所にて分野を問わず幅広く業務に従事。

講座内容

- ・最低限、企業は何をすればよい？
- ・定額減税の対象となる従業員とは？
- ・同一生計配偶者や扶養親族の定義
(申告書のどこを見る？)
- ・実際の給与計算ではどこで、
どのように影響する？
- ・12月までに減税できなかった分はどうなる？
- ・途中入社の人・途中退職の人の処理は？
- ・源泉徴収票や給与明細の記載内容に
変更点はある？
- ・ケーススタディ・質疑応答・個別相談

※最新情報を盛り込むため内容が変更となる場合がございます。

会場

会津喜多方商工会議所 2階 会議室

受講料

無 料

対象者

中小・小規模事業者 会員・非会員問わず

定員

30名 (定員になり次第締め切り)

主催

会津喜多方商工会議所

お問合せ

会津喜多方商工会議所 TEL. 0241-24-3131/FAX. 0241-25-7171

申込方法

下記申込用紙に必要事項をご記入の上、FAXにてお申し込みください。

..... (切り取らずにこのまま送信してください)

会津喜多方商工会議所 行

講習会参加申込書

令和 年 月 日

事業所名		TEL	
住 所		FAX	
受講者名			

※1 先着順ではありますが、参加者多数の場合は、1事業所1名に限定させていただく場合もございますので予めご了承ください。

※2 ご記入いただいた個人情報につきましては、講習会の開催に係る受講者名簿の作成、出欠確認、講習会運営等に関する目的にのみ使用します。